

令和6年度 グローバルマインド育成事業補助金応募要領

■ 募集期間

令和6年10月4日（金）～ 令和7年1月31日（金）

- ※ 事業の実施、経費の支払い及び実績報告は、令和7年2月28日（金）までに完了する必要があります。また、実績報告書の提出は、経費の支払い後に行うものとします。
- ※ 申請を受理次第、順次審査を実施します。
- ※ 募集期間内でも、採択額が予算額に達し次第、募集を終了します。

■ 提出先・問い合わせ先

公益財団法人仙台市産業振興事業団
起業・経営支援部 組織活性推進課
グローバルマインド育成事業補助金担当 宛
〒980-6105 仙台市青葉区中央 1-3-1 AER 5階
TEL : 022-748-6877
FAX : 022-715-8205
E-mail : koyoushien@siip.city.sendai.jp

- ※ 平日9時～17時（土日祝日を除く）の営業時間中に受付します。
- ※ 申請様式は[こちら](#)からダウンロード可能です
- ※ ご来訪の際は、AER 商業棟エレベーターまたはエスカレーターにてお越し下さい。



目次

1	事業の目的.....	1
2	補助事業者.....	1
3	補助対象事業.....	2
4	補助対象経費.....	2
5	採択件数.....	3
6	補助率等.....	3
7	応募手続き.....	4
8	審査.....	6
9	留意点.....	6
10	その他.....	6
	別表1 海外宿泊費 上限額.....	7
	よくあるご質問.....	8

1 事業の目的

仙台都市圏^{※1}の中小企業者等が自社の若手社員に対し、海外渡航の機会の提供を通してグローバルマインド（海外市場への事業展開を下支えするために求められるマインドセット）を醸成し、地域企業の国際競争力向上に資する人材の育成を目的とします。これにより、海外への販路拡大を促進するだけでなく、若手社員の成長意欲を高め、企業への定着率向上にも貢献します。

※1 仙台都市圏 仙台市を含む次の地域

塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村

2 補助事業者

補助の対象者は、次の（1）～（6）の各号のすべてに該当する者とします。

（1）中小企業者または個人事業者であること。それぞれの定義は以下の通り。

中小企業者 … 次の（ア）、（イ）いずれにも該当する会社または法人

（ア）下記に示す a～d の各号のいずれかに該当する株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、一般社団法人、一般財団法人または特定非営利活動法人であること

a. 資本金の額または出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（b から d までに掲げる業種を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの

b. 資本金の額または出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

c. 資本金の額または出資の総額が 5000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

d. 資本金の額または出資の総額が 5000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

（イ）会社にあつては登記されている本店の所在地が、会社以外の法人にあつては登記されている主たる事務所の所在地が、それぞれ仙台都市圏の区域内であること

個人事業者 … 事業を行う個人で、次の（ア）、（イ）いずれかに該当する者

（ア）仙台都市圏の住民基本台帳に記録されている者

（イ）仙台都市圏の区域内に施設を所有または賃借し、当該施設で事業を行っている者

（2）申請者が個人事業者の場合にあつては、法人市町村税を滞納していないこと

（3）申請者が個人事業者以外の場合にあつては、市町村税および事業所税に係る市町村長に対する申告を行い、かつ、滞納していないこと

（4）労働基準法、職業安定法、その他労働関係法令を始めとした法令に違反していないこと

（5）同一年度内に本要綱による補助及び国、県、または市町村、その他から同一の項目に関

- する補助等を受けていないこと
- (6) 暴力団等と関係を有していないこと

3 補助対象事業

自社事業拡大を図ること等を目的とした海外渡航を伴うイベント出展や商談への参加等に係る事業において、若手社員^{※2}の渡航に係る諸経費であって、令和7年2月28日までに実施及び経費の支出が完了するものに対して補助を行います。

(ただし、政治・宗教の宣伝や、公序良俗に反するもの等は対象外となります。)

※2 若手社員 次の①～④の各号のすべてに該当する者

- ① 令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に迎えた誕生日において39歳以下である
- ② 交付を受けようとする中小企業者等において期間の定めがない労働契約を締結している
- ③ 心身共に健康で、法令を順守する
- ④ 暴力団等と関係を有していない

4 補助対象経費

対象経費は以下の通りです。

※ 1名の若手社員にかかった金額に限って申請が可能です。

※ 経費の計上は、交付決定日以降に発生(発注)したものが対象となりますので、ご注意ください。

経費区分	補足
海外旅費	補助事業の遂行のために必要な海外交通費
	航空費 航空賃及び空港利用税等関係経費往復分を対象とする(エコノミークラスの利用に限る)
	その他 上記以外の費用、現地移動費(最終目的地到着のための現地航空費、鉄道費除く)、飲食費、交際費等は対象外とする
海外宿泊費	補助事業の遂行のために必要な海外宿泊費 一泊当たりの料金は実費もしくは別表1に定める基準額のいずれか低い方を対象とする
パスポート申請費	一般旅券発給申請かつ、5年間有効のものに限ることとし、全額を非課税取引として扱う
海外旅行保険料	補助事業の実施に際し加入する海外旅行保険の費用
その他の経費	その他、理事長が特に必要と認める経費 例：現地通訳費

5 採択件数

最大 4 件程度を予定しております。

6 補助率等

補助率は対象経費の 2 分の 1 以内、補助上限額は 20 万円です。

7 応募手続き

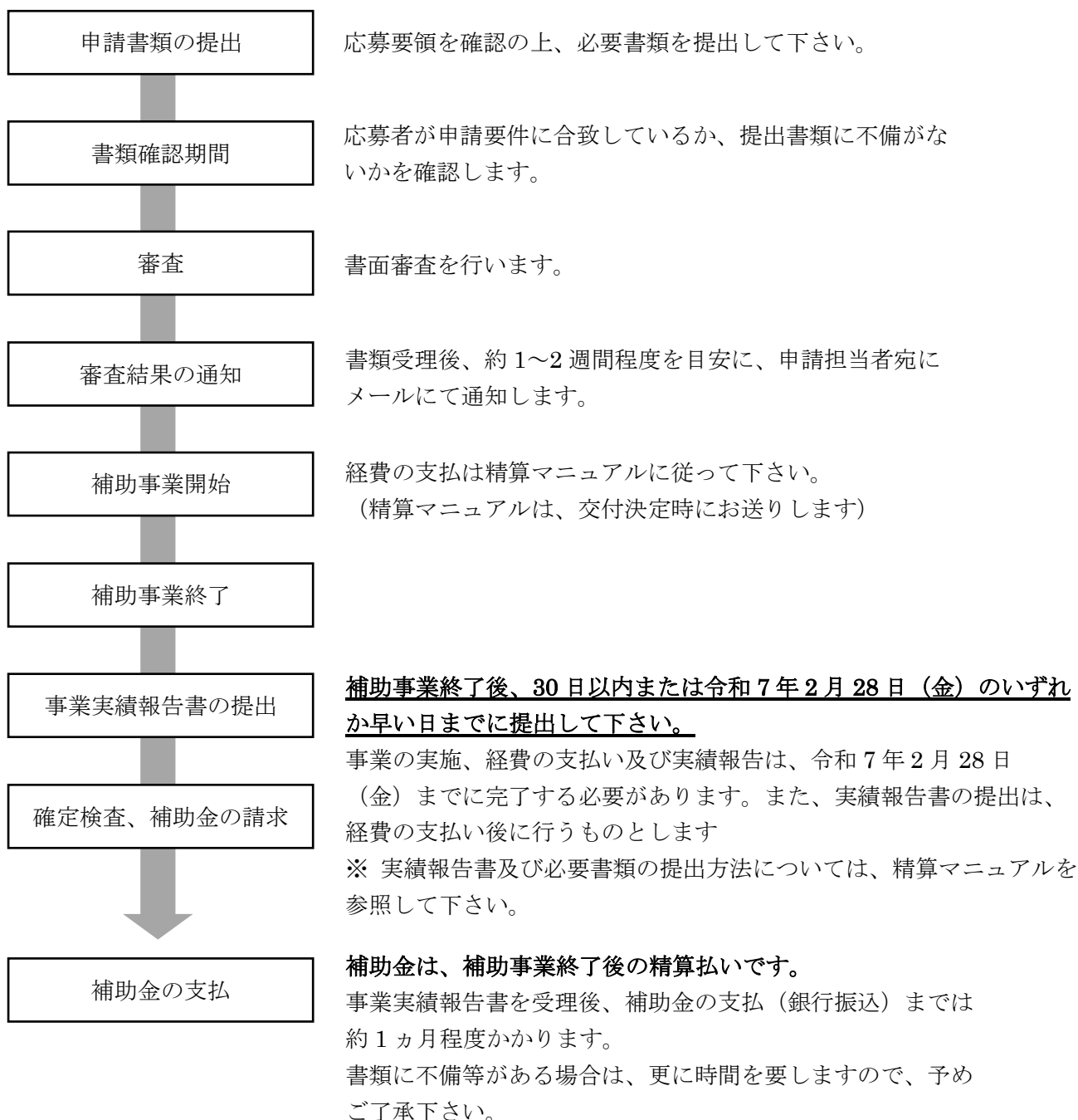
(1) 募集：令和6年10月4日（金）～ 令和7年1月31日（金）

※ 令和7年2月28日（金）までに事業の実施及び経費の支払いが完了するものに限りま
す。

※ 審査は申請を受理次第、順次実施いたします。

※ 期間内でも採択件数が上限に達し次第、募集を終了する場合があります。

(2) 応募の流れ（詳細の日程については申請事業者宛に個別に通知します）



(3) 提出書類

以下に定める書類を「(公財) 仙台市産業振興事業団 組織活性推進課 グローバルマインド育成事業補助金担当」宛に提出して下さい。なお、提出方法は郵送、または持参によることとします。

なお、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合がございます。また、申請書類の返却はいたしませんのでご留意下さい。

【提出書類】(必須)

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)及び別紙1、2
※ 補助金交付申請書の印鑑は、必ず代表者印を押印して下さい。代表者印は、会社の実印のことを指します。社印や個人印、認め印等は受け付けられません。個人事業者の場合は代表者の個人印を押印して下さい。
- ② (中小企業者) 主たる事業所の所在地における法人住民税の納税証明書(または税の滞納が無いことの証明書)の写し(3ヵ月以内取得のもの)
(個人事業者) 居住地における住民税の納税証明書(または税の滞納が無いことの証明書)の写し(3ヵ月以内取得のもの)
- ③ (中小企業者) 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の写し(3ヵ月以内取得のもの)
(個人事業者) 本人確認書類の写し(住所記載のあるもの)
※ 【住宅登録地が仙台都市圏以外の場合】
 - ・ 本人確認書類の写し(住所記載のあるもの)
 - ・ 仙台都市圏内に施設を所有または賃借し、事業を営んでいることがわかる書類(賃貸借契約書などの全てのページ)の写し
- ④ その他、理事長が必要と認める書類

(4) 応募回数

年度内1回のみ応募可能です。

(5) 提出先・問い合わせ先

公益財団法人仙台市産業振興事業団
起業・経営支援部 組織活性推進課 グローバルマインド育成事業補助金担当 宛
〒980-6105 仙台市青葉区中央1-3-1 AER 5階
TEL : 022-748-6877
FAX : 022-715-8205
E-mail : koyoushien@siip.city.sendai.jp

※ 平日9時～17時(土日祝日を除く)の営業時間中に受付します。

※ 申請様式は[こちら](#)からダウンロード可能です

※ ご来訪の際は、AER 商業棟エレベーターまたはエスカレーターにてお越し下さい。

8 審査

(1) 審査方法・交付決定

補助金の審査は、提出された資料に基づき、仙台市産業振興事業団及び仙台市経済局によって構成される選定委員会（書面審査）によって行われます。審査は非公開、また提出資料のみを根拠として審査を行いますので、書類に不備がないよう十分ご注意ください。交付は、選定委員会の結果に基づき、理事長が決定します。

(2) 採択結果の通知

申請者全員に対して、交付決定または不交付決定の通知を行います。

※ 審査の内容についてのお問い合わせには応じられません。

(3) その他

- 同一事業者が同一の内容で、国、県、または市町村、その他公的機関の補助事業や委託事業等に併願、または既に採択されている場合、重複の採択はいたしません。
- 採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額から上限金額が減額される場合があります。

9 留意点

- 申請受理後に書類の不備が発見された場合は、書類の訂正、再提出をお願いします。
- 経費に大きな変更がある場合、また事業の内容を大きく変更する場合などは、指定の書類を提出いただく必要があります。
- 企業における人材育成を目的とした費用補助のため、渡航経費について個人が負担することが無いようにして下さい。事業目的を理解した上での申請をお願いします。
- 申請の内容に虚偽や不正があった場合、また内容に誤りがあった場当には、当該認定を取り下げます。

10 その他

本事業の採択事業者に対し、アンケート調査の実施や、補助事業終了後のヒアリングなどを行う場合があります。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

別表 1 海外宿泊費 上限額

地区	地域名・都市名	上限額
指定都市	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャン	19,300 円
甲地方	北米、欧州、中近東地域（指定都市・乙地方に属するものを除く）	16,100 円
乙地方	大洋州地域 欧州地域の一部（アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア） アジア地域の一部（シンガポール・タイ・ミャンマー・マレーシアを含むインドシナ半島、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港並びにそれらの周辺の島しょ）	12,900 円
丙地方	アジア地域、中南米地域、アフリカ地域、南極地域（乙地方に属するものを除く）	11,600 円

地域の区分及び宿泊費上限額は「国家公務員等の旅費に関する法律」（昭和 25 年法律第 114 号）及び「国家公務員等の旅費支給規定」（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）による。

よくあるご質問

Q どの企業が補助金の対象になりますか？

A 仙台都市圏の中小企業者または個人事業者が対象です。それぞれ一定の条件がありますので、詳しくは1ページ「2. 補助事業者」をご確認下さい。

Q 補助対象となる事業は何ですか？

A 若手社員のグローバルマインド育成を目的とした海外渡航を伴うイベント出展や商談への参加等が対象です。(若手社員の定義については、2ページ「3. 補助対象事業」をご確認下さい。)

具体的には、「海外の展示会や商談会への参加及び視察」、「提携先企業での海外実務研修」、「海外の大学や教育機関での企業説明会への参加」等が該当します。申請時には渡航内容の詳細が分かる資料、実績報告時には参加したイベントや商談の証拠書類（イベント参加証、商談や打ち合わせに関するメールのやり取り等）の提出していただく必要がありますので、予めご了承下さい。

その他の事業については、事前に事務局までお問い合わせ下さい。

Q 募集の締め切りはいつですか？

A 募集期間は、令和6年10月4日（金）～令和7年1月31日（金）までです。申請を受理次第、順次審査を実施します。募集期間内でも、採択額が予算額に達し次第、募集を終了しますので、お早めの申請をお勧めします。

Q 海外渡航において、イベントへの参加と現地での視察や商談を予定しています。渡航期間全体が補助対象になりますか？

A 渡航がビジネス目的である場合、渡航期間全体が補助対象となります。ただし、実績報告時には、参加したイベントや商談の証拠書類（イベント参加証、商談や打ち合わせに関するメールのやり取り等）を提出していただく必要がありますので、予めご了承下さい。

Q 補助事業開始前（交付決定前）に予約した航空券やホテルは、補助対象経費になりますか？

A 本補助金の補助事業開始は交付決定後となります。したがって、交付決定前に予約されたホテルや航空券などは補助対象外となりますので、ご注意下さい。

Q 渡航期間中、複数のホテルに滞在する予定です。海外宿泊費の計算はどのようになりますか？

A 異なるホテルに宿泊された場合でも、1泊ごとに宿泊費を計算します。例えば、乙地方で宿泊した場合、1泊あたりの宿泊費が上限額12,900円以上のホテルに2泊し、10,000円（上限額12,900円以下）のホテルに3泊された場合は、合計金額は55,800円（12,900円×2泊 + 10,000円×3泊）となります。この金額を海外宿泊費として申請していただくこととなります。